

## 生駒市議会規則第2号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月13日

生駒市議会議長 山田 正弘

### 生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和46年11月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 表決（第70条—第81条）」を「第8節 表決（第70条—第81条）」を  
「第8節 表決（第70条—第81条）」を  
第8節の2 公聴会及び  
—第81条）  
参考人（第81条の2—第81条の8）」に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第30条中「確め」を「確かめ」に改める。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

#### 第8節の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第81条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第81条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第81条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第102条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第102条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。